

第39回沖縄県学校保健・学校医大会



常任理事 真栄田 篤彦



今年6月に開催した県医師会学校医部会常務理事会では、去った3月11日の東日本大震災の後を受けて学校安全の観点から「災害発生時における学校現場の対応等について」を主題にして企画されました。

9月4日(日)に当大会が開催され、特別講演で仲座栄三教授からは「津波の恐ろしさを知り、それに備え、そして伝える」のテーマで、特に被害者の多かった小学校と、被害者が殆ど出なかった小・中学校とを比較して、ある小学校では避難マニュアルに沿って対応をしたが、あまりにも想定外の大津波に飲み込まれてしまい悲劇が発生してしまった。他方の小・中学校では、津波に関する歴史からの教を日頃から身につけて地震の際は「てんでんこに」逃げるということで無事に避難できたとのこと。各地における過去の津波の到着地点には「ここより下に家を建てないこと」という碑が見られ、これら歴史から学び、津波に対応していくことを忘れてはいけないとのことでした。

また神谷大介助教からは、各種用語の定義と、災害からどう守るのか、避けられない大災害からは如何に被害を最小にしていけるのかという講演でした。

今回は学校安全のために「津波に関して」どのように対応するかという具体的な内容であり、学校現場の管理者である校長・教頭先生が多く参加され、それぞれの地域特性の中での避難対応に関して真剣に質疑がなされました。

宮里善次担当理事や多くの学校保健部会委員の皆様方の適切なテーマ設定のおかげで、当大会は例年になく多くの参加者及び多くの質疑応答がなされました。

今後の学校保健活動の指針になれば幸いです。

第39回沖縄県学校保健・学校医大会	
日 時	平成23年9月4日(日) 10:00～12:00
場 所	沖縄県医師会館3階ホール
テーマ	「災害発生時における学校現場の対応等について」
<次第>	
司会 沖縄県医師会常任理事 真栄田篤彦	
1. 開会	
2. 講演	「津波の恐ろしさを知り、それに備え、そして伝える」
	琉球大学工学部環境建設工学科 教授 仲座 栄三
	「災害から「いのち」を守る そして被害を小さく」～事前の準備と避難行動～ 琉球大学工学部環境建設工学科 助教 神谷 大介
3. 質疑応答	
4. 閉会	

『津波の恐ろしさを知り、それに備え、そして伝える』 —ハザードマップにみる被害想定と避難経路—



琉球大学 工学部 環境防災工学/海岸工学 教授
仲座 栄三

講演内容

2011年3月11日に発生した大津波の猛威は、テレビを通じて日本中に、そして全世界に報じられた。これほどまでに詳細に津波の全容が明らかとなったのは、恐らく人類の歴史の中でも初めてのことでなかろうか？ 地震対策そして津波対策の先進国で、その先進地で、約2万人もの犠牲が生じた。

現代にあって、これほどまでの犠牲が出たことは、技術や科学というものに対する我々のこれまでの認識を根底から問い直させるものである。津波による被害の惨状は、筆舌に尽くし得ない。例えるなら、まさに原爆投下後の惨状を見る様にある。ハザードマップにおける、浸水深や遡上高だけでは津波の本当の恐ろしさは伝えられない。

人々が頼った科学的予測は、必ずしも今回の津波被害を予測するものではなかった。確かなのは、歴史の教えであり、海拔高度であった。人は、まず自らがいかなる所に生活しているかを知る必要があった。そして、日々の生活の中で、津波に対する自発的な工夫が必要であった。ほんの僅かな高低差が無事と惨事を分けた。



わずかな海拔高度の差が明暗を分けた



人の築いた物の全てを、津波は根こそぎ流し去った。備えのない人の経験知と技術は、津波の猛威の前になす術もなかった。津波にとって、そこは海の中と同然であった。

町が全壊の中であって「犠牲者ゼロの奇跡」が伝えられている。その奇跡から我々が学ぶべきことは、惨状の中にあっても、「間違いなく我が子・我親は大丈夫」と信頼し合えるほどに、日々の生活の中で対策が出来ていなければならないということである。日々の生活の中で便利帳として利用され、暗黙の中に脳裏に刷り込まれていくような減災マップの開発と活用の普及が急がれる。



沖縄からの発信：沖縄で開発された特許技術と大学における研究成果の統合によるスーパー減災マップの開発



避難経路 那覇市仲井間小学校・中学校への適用例避難経路についての課題の抽出と対応

「災害から「いのち」を守る そして被害を小さく」～事前の準備と避難行動～



琉球大学工学部環境建設工学科 助教 神谷 大介

避難におけるPlan	避難訓練・防災教育 Do
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 発災時の状況別に ◆ その中で共通項は？ ◆ クリティカルパスは？ <ul style="list-style-type: none"> ◆ ex.情報入手確実性 ◆ 登下校時なら？ <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路付近の地域住民との連携 ◆ 避難ビル (ex.太陽の家とのつながり) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 実際に避難をしてみることに よって新たな課題の発見 ◆ 実際に地震を経験したとき(突然のDo)、どのように行動できたか ◆ 避難経験を「+」にする <ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難したけど津波が来なかった→避難しない ◆ 避難中の工夫:長時間避難を苦痛させない <ul style="list-style-type: none"> ◆ 東日本大震災での被災高齢者の経験より ◆ 避難後の工夫:実体験から学ぶ事後学習

スライド3

※当報告はスライド原稿のみです。

防災計画とは？	防災計画・リスクマネジメントの考え方
<ul style="list-style-type: none"> ◆ ただの行政文書ではない ◆ 多くの、複雑な制約条件を有した ◆ 悲しみの最小化問題である。 ◆ 解き方は色々ある。 ◆ ただ、正しい答え(最適解)がでるかどうかはわからない ◆ そもそも、正しい答え(最適解)があるのか ◆ 少なくとも、今より安全な社会をつくり続けること ◆ 学校においても同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ CAPDサイクル ◆ Check <ul style="list-style-type: none"> ◆ 診断:どこが弱いのか、どのような状況で被害が拡大するか等 ◆ Action <ul style="list-style-type: none"> ◆ 場をつくる:多様な主体での話し合い ◆ Plan <ul style="list-style-type: none"> ◆ 計画をつくる:どのように対応するのか？ ◆ Do <ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災訓練等の実行

スライド1

防災教育 Do	防災教育・リスクコミュニケーション Do
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防犯安全マップに防災マップも「+」 ◆ 自由課題 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 通学路の安全性評価 子どもの目線 ◆ 昔ながらの教本:稲むらの火等 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 必要事項 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の危険性を認知すること ◆ 自らの命を守る術を持つこと:災害→災害リスク ◆ 重要事項 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 生徒自らが考えること ◆ ex.クロスロードの実践 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 「夜中に揺れを感じた。お父さんもお母さんも気付いていない。あなたはどうしますか？」 ◆ 「通学中に揺れを感じた。ブロック塀が倒れています。あなたはどうしますか？」 ◆ 答えとその理由を聞く 正解or不正解ではなく

スライド4

Checkの考え方	避難に関するAction
<ul style="list-style-type: none"> ◆ 津波警報が発令された！ <ul style="list-style-type: none"> ◆ どのようにして学校に伝わるのか？ ◆ その後の情報(到達予想時刻等)は受け取れる？ ◆ 教職員、生徒への連絡体制は？ ◆ 状況は？(授業中？停電？等) ◆ 学校の標高 ◆ 学校の耐震化と階層(屋上でOK?) ◆ 学校以外の避難場所は？ ◆ 避難経路は？ <ul style="list-style-type: none"> ◆ 様々な状況を想定してみる！ブレインストーミング(問題の明確化・構造化) 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 状況:学校にいることは不適切と判断される場合 ◆ 避難経路の選定のルール <ul style="list-style-type: none"> ◆ 高い方向へ ◆ 海から離れる方向へ ◆ 川を渡らない ◆ できれば主と副のルートを選定する ◆ 考慮事項 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 周囲の建物の状況や道路状況の判断 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 建物倒壊による道路閉塞の可能性 ◆ 狭い道での近道は不適切 ◆ 地域の分断要因:停電時の国道を横断出来るか？等

スライド2

学校における防災

◆ 学校は地域の避難場所にもなっています

◆ その時、教職員の対応は？

- ◆ CAPDは継続したサイクルです。
- ◆ 継続とコミュニケーションが必要不可欠です。
- ◆ 安全な環境をつくるために。

スライド5

平成23年度第3回沖縄県・沖縄県医師会連絡会議



常任理事 安里 哲好



去る9月12日（月）、県庁3階第1会議室において標記連絡会議が行われたので以下のとおり報告する。

議 題

1. 任意予防接種等行政措置予防接種への指定について（提案：沖縄県医師会）

<提案要旨>

各種予防接種はウイルスや細菌感染症に対する免疫を獲得し、主に次の時代を担う子供たちを各種感染症の脅威から守るために行われ、又、多くの人々が接種を受けることによって流行を予防することにもなる。

現在の予防接種制度は、大きく2つに分けられ、①定期予防接種（予防接種法により定められた予防接種、麻しん、風しん、日本脳炎、ポリオ、DT、DPT、BCG）と②任意予防接種（希望する人が有料で接種する予防接種、インフルエンザワクチン（高齢者を除く）、おたふくかぜワクチン、水痘ワクチン、B型肝炎ワクチン等）があるが、定期予防接種については、公

費（無料）で接種が行われ、その際、健康被害（強い副反応）が生じた場合においては厚生労働省による予防接種健康被害救済制度がある。

これとは別に、任意予防接種で健康被害が発生した場合は独立行政法人医薬品医療機器総合機構により「医薬品副作用被害救済制度」が適用されるが、補償内容が定期予防接種の健康被害補償には遠く及ばないので、任意予防接種についてはこの救済制度に加え、各市町村において行政予防措置予防接種（市町村が独自に全国市長会・町村長会予防接種事故賠償補償保険に加入する）として指定を行い、健康被害を被った場合に行政による健康被害救済制度を適用することにより、安心して予防接種が受けられるよう、下記の件について要望する。

注）行政措置予防接種は、接種料金を公費負担にするための制度ではない。

任意予防接種で健康被害（強い副反応）を被った場合、救済を行う制度である。これにより定期予防接種並みの救済が行えることになる。

記

- ①各市町村に対し、任意予防接種を行政措置予防接種に指定するように働きかけて頂きたい。
- ②定期予防接種を期間内に受けられなかった者に対しても、接種対象外となることから行政措置予防接種に指定するように働きかけて頂きたい。

備考：現在、今年度に限り、Hib、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種については行政措置予防接種として行われている。(次年度以降の実施については未だ決定していない。)

<健康増進課回答>

任意予防接種に係る健康被害が発生した場合に、「医薬品副作用被害救済制度」が適用されるが、各市町村においては、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」の実施の際に、健康

被害の救済措置として、「全国市長会予防接種事故賠償補償保険」等の民間保険に加入しており、任意接種を行政措置予防接種として指定することで、その保険の適用が受けらる。

県としては、来る10月に開催する市町村担当者向け予防接種従事者研修会にて、

- ①任意接種
- ②定期接種を期間内に受けられなかった者の任意接種

を行政措置予防接種として指定するよう、助言していきたい。

補償制度	限度額 (死亡補償等)
予防接種法による救済制度	4,280万円
医薬品副作用被害救済制度	3,081万円 (遺族年金含む)
全国市長会予防接種事故賠償保険	4,280万円
全国町村会総合賠償保険	4,280万円

<主な意見>

■ご指摘のとおり、各市町村へ働きかけていく(県福祉保健部)。

予防接種事故賠償保険のあらまし

全国市長会

本保険の基本的構成と対象となる損害

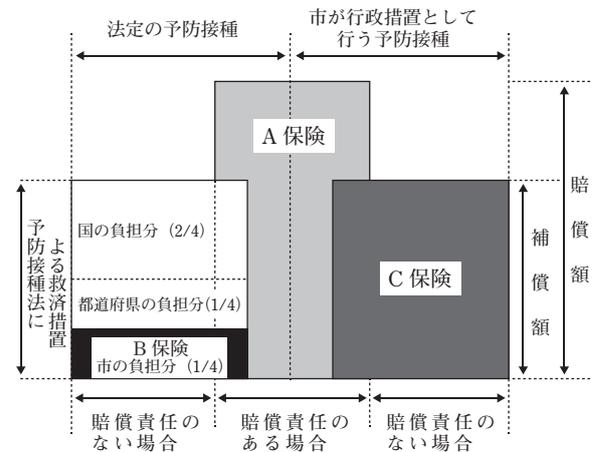
本保険制度は、予防接種賠償責任保険(「A保険」と呼びます)、法定救済措置費用保険(「B保険」と呼びます)、行政措置災害補償保険(「C保険」と呼びます)の三つの保険により構成され、それぞれの保険の対象となる損害は次のとおりです。

契約種類と補償範囲	保険種類(呼称)	対象となる予防接種	対象となる損害
↑ I型 (A保険) ↑ II型 (A保険+B保険) ↑ III型 (A保険+B保険+C保険)	予防接種賠償責任保険 (A保険)	*法定接種 *行政措置接種	市が予防接種を実施するうえでの過失により、被接種者の身体もしくは生命を害した場合、市または市から委託を受けた医師が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。
	法定救済措置費用保険 (B保険)	*法定接種	法定予防接種の被接種者が死亡または身体障害を被った場合、市が予防接種法の規定に従って支出する費用に対して基準に基づき保険金を支払います。
	行政措置災害補償保険 (C保険)	*行政措置接種	市が自らの行政措置法に基づき実施する予防接種を受けた者が死亡または身体障害を被った場合、市が制定する「予防接種災害補償規制」に基づき負担する補償費用に対して保険金を支払います。

契約種類(加入タイプ)とA、B、C保険の関係

契約種類(I~III型)とA、B、C保険の補償範囲の関係を図示すると、以下のとおりとなります。

III型 (A、B、C3つの保険)



契約種類（保険料分担金率、保険金額および免責金額）

契約種類	保険料分担金率 (1年間につき 住民1名あたり)	A 保険の支払限度額		B 保険の保険金額		C 保険の保険金額	
		てん補限度額	免責金額 (自己負担額)	死亡保険金	障害保険金	死亡補償 保険金	障害補償 保険金
I 型	0.20 円						
II 型	1.20 円	1 事故につき 1 億円 保険期間中 につき 3 億円	なし	一類疾病 1,070.0 万円	一類疾病 1 級 1,070.0 万円 2 級 712.4 万円 3 級 543.8 万円		
III 型	1.90 円			二類疾病 生計維持者の場合 534.1 万円 生計維持者以外の場合 178.4 万円	二類疾病 1 級 534.1 万円 2 級 356.1 万円	4,280 万円	1 級 4,280 万円 2 級 2,849.9 万円 3 級 2,175.6 万円

- (注1) I 型は A 保険のみです。
II 型は A 保険と B 保険のセット型です。
III 型は A 保険、B 保険および C 保険をセットしたものです。
- (注2) 保険期間の途中で加入することもできます。この場合の保険料負担分金率は月割計算（銭未満四捨五入）です。
- (注3) 法令の改正により、死亡給付金が改められたときは、B 保険および C 保険の保険金額も法改正に準じて変更します。

保険金の支払例

例えば、III 型に加入して、市が自らの行政措置として予防接種を実施し、予防接種を受けた者が該当予防接種に起因して死亡した場合

- ・市の「予防接種事故災害補償規制」に従い、C 保険から 4,280 万円が支払われます。
- ・その後、被害者側から損害賠償請求がなされ、C 保険金額を上回る損害賠償金が認められた場合、その上回る損害賠償金は、A 保険から支払われます。（1 事故 1 億円限度）
- ・なお、予防接種法に基づく予防接種により死亡した場合は、法による救済措置により例えば一類疾患の場合は、死亡一時金 4,280 万円の 1/4 に相当する市の負担分 1,070 万円が B 保険から支払われます。

□小児科医会、はしか“0”プロジェクト等からも、各市町村へは働きかけてはいるが、承諾いただけない。是非、全市町村が任意予防接種を行政措置予防接種に指定するように働きかけて頂きたい（県医師会）。

■現在、全市町村において、Hib、小児肺炎球菌、子宮頸がんワクチン接種については行政措置予防接種として行われている。任意接種、定期接種を期間内に受けられなかった者の任意接種についても行政措置予防接種として指定するよう、働きかけていく（県福祉保健部）。

当連絡会議終了後、下記のとおり「沖縄県経済の活性化に資する新たな制度の提言について」県より情報提供があった。

平成 23 年 7 月、万国医療津梁協議会より県知事に標記の提言がなされた。

提言の概要は次のとおり。

- ①インバウンド観光を推進する沖縄県の取組として、外国人観光客への緊急医療体制を充実させること
- ②平成 24 年 3 月末で期限切れを迎える沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律において、「沖縄ウェルネス産業特別特区（沖縄国際医療交流特区）」を創設すること
- ③沖縄振興特別措置法第 16 条に規定する特定民間観光関連施設に医療施設等を追加すること
- ④国際医療交流に資する医療機関との連携事業の促進のため、医療連携事業化支援事業等を創設すること

上記の情報提供を受け、沖縄県医師会から下

記の通り意見をのべた。

提言内容は具体性に欠けており、県全体としてのスパンではなく一施設の事業として進められることに危惧を感じる。

医師会の大きな方針は、県民医療を第一の使命として活動している立場から、国民皆保険制

度を堅持することであり、国民皆保険制度が崩壊するような内容であれば、断固反対の姿勢である。

この問題は時期尚早であり、そもそも医療ツーリズムを通じて観光客増が見込めるかどうか等について慎重に検討すべきであると考えている。

印象記

常任理事 安里 哲好

今回は各地区医師会に議題を問い合わせた結果、中部地区医師会よりの案件を県医師会提案議題とした。

議題「任意予防接種等行政措置予防接種への指定について」を当会より提案した。県行政としては、来る10月に開催する市町村担当者向け予防接種事業者研修会にて、①任意接種、②定期接種を期間内に受けられなかった者の任意接種を行政措置予防接種として指定するよう、助言して行きたいと述べていた。予防接種法における救済制度の補償額と医薬品副作用被害救済制度の補償額とは極端に差がある感じはしないが、その支払い手順等に違いがあるのであろう。それにしても両方とも、それ以上の請求が被害者から出されたらと思慮する。その様な事も鑑みて、本文中の全国市長会の「予防接種事故賠償補償保険のあらまし」も参照いただきたい。

その他、懇談として、万国医療津梁協議会（平成23年7月）より、仲井眞弘多知事へ「沖縄県経済の活性化に資する新たな制度の提言について」に関する要望があり、その件についての情報提供があった。

※「沖縄県経済の活性化に資する新たな制度の提言について」より抜粋

各論2. 平成24年3月末で期限切れを迎える沖縄振興特別措置法に代わる新たな法律において、「沖縄ウェルネス産業特別地区（沖縄国際医療交流特区）」を創設すること。

沖縄における ～（省略）～ 地区又は施設等を「沖縄ウェルネス産業特別地区（沖縄国際医療交流特区）」として指定し、 ～（省略）～ 国際医療交流に資する病床、外国人医師の医療行為や臨床修練、 ～（省略）～ 。

各論3. 沖縄振興特別措置法第16条に規定する特別民間観光関連施設に医療施設等追加すること。

国際医療交流を ～（省略）～ 本施設に「健康・医療関連サービス施設」も対象とすることを要望します。

医療特区を創設し、何でもありと言う内容にも解釈できる。自由に病床を増床し、日本の医師免許を有していない外国人医師が大学病院等でも無く、医療施設でも無い施設で自由に診療をし、また、株式会社（民間観光関連施設）が医療施設を自由に開設すると。さすがに、これまで、医師会の中で見解が十分に統一されていなかったが、この提言には、医師会側の参加者の全員が反対の意見を述べていた様に、小生には思えた。後日、理事会報告事項の際に、きちっと理事会の議題にあげ詳細に検討し、必要ならそれなりの行動をとる意見も出た。

平成23年度第1回沖繩県医療保健連合（なごみ会） 幹事会・懇談会



常任理事 真栄田 篤彦



去る8月18日（木）、沖繩ハーバービューホテルクラウンプラザにおいて標記幹事会並びに懇談会が開催されたので、以下の通り報告する。

幹事会

幹事会は各団体の代表等23名、懇談会には各団体の役員等50名が参加した。

幹事会においては、なごみ会の会長である本会宮城信雄会長から、各団体より多数のご参加をいただいたことに対するお礼が述べられると共

に、県民生活の基盤である健康福祉の向上のため、加盟各団体の英知を結集して取り組むべく忌憚のないご意見を賜りたい旨の挨拶があった。

その後、宮城会長の進行のもと、以下のとおり協議が行われた。

(1) 役員の内

なごみ会の役員について、本会会則第6条の規定により会長は県医師会長とし、副会長は幹事団体の長を充て、常任委員は各団体より推薦

表1 平成23年度沖繩県医療保健連合（なごみ会）役員名簿

No.	役職名	氏名	所 属 (役職)	No.	役職名	氏名	所 属 (役職)
1	会長	宮城 信雄	沖繩県医師会会長	12	常任委員	儀間 武司	沖繩県歯科技工士会会長
2	副会長	比嘉 良喬	沖繩県歯科医師会会長	13	常任委員	平良 淳勇	沖繩県放射線技師会会長
3	副会長	神村 武之	沖繩県薬剤師会会長	14	常任委員	池城 正浩	沖繩県理学療法士会会長
4	副会長	奥平登美子	沖繩県看護協会会長	15	常任委員	平良 光政	沖繩県柔道整復師会長
5	常任委員	真栄田篤彦	沖繩県医師会常任理事	16	常任委員	久場 良男	沖繩県鍼灸師会会長
6	常任委員	真境名 勉	沖繩県歯科医師会専務理事	17	常任委員	樋口美智子	沖繩県医療ソーシャルワーカー協会会長
7	常任委員	吉田 洋史	沖繩県薬剤師会副会長	18	常任委員	真栄平 勉	沖繩県精神保健福祉士協会会長
8	常任委員	與儀とも子	沖繩県看護協会専務理事	19	常任委員	比嘉 靖	沖繩県作業療法士会会長
9	常任委員	小橋川広樹	沖繩県栄養士会理事	20	常任委員	與儀 賢也	沖繩県言語聴覚士会会長
10	常任委員	松川 正男	沖繩県臨床検査技師会会長	21	常任委員	山城 麗子	日本健康運動指導士会沖繩県支部支部長
11	常任委員	高橋 浩代	沖繩県歯科衛生士会会長				

するものを充てることになっていることから、予め各団体よりご推薦いただいた常任委員を含めて作成した役員名簿（表1）について協議した結果、異議なく承認された。なお、任期は平成24年3月31日までとなっている。

(2) 沖縄被害者支援ゆいセンター賛助会入会へのご案内について

本会より、当センターは平成14年4月に「被害者こころの支援センター沖縄」として設立し、現在「沖縄被害者支援ゆいセンター」として犯罪や交通事故などの被害にあった方やその家族などが抱える悩みの解決やこころのケアを支援する民間のボランティア団体として活動し、昨年11月には沖縄県で第1号として公益法人を取得したとの紹介を行うと共に、当センターの運営は賛助会員や寄付金で成り立っているが、近年の経済不況の影響により浄財が集まらず、支援活動に支障を来しているため、なごみ会加盟団体にも当センターの存在意義をご理解頂き、賛助会員としてご協力賜りたい旨の協力依頼を行った。

(3) 県民健康フェアの収支報告について

本会より、昨年12月26日（日）に沖縄コンベンションセンターにおいて当フェアを開催したところ、1,000名近くの県民の参加があった旨報告を行った。開催にあたっては、各団体負担金173万、協賛広告費144万円、協賛金39万円、企業協賛ブース費35万円を集め、収入総額は、3,909,685円となった。支出総額については、会場使用料、会場設営費、広告関係費、その他雑費を併せ、3,862,656円であり、収支の差額については47,029円の余剰がある旨報告を行った。

(4) 医療連携の枠組み作りについて

沖縄県歯科医師会より、食事に注目しクオリティの高い人生を送ってもらいたいとの狙いから、日本歯科医師会でも、人を支える歯科医療として、歯科衛生士会と協力し、在宅医療について研修会を実施しているとの説明があると共に、患者からの問い合わせに対応するため、当

会に在宅歯科支援センターを設置し、患者宅まで協力員の先生方を派遣し治療等の対応をしていることから、さらにクオリティの高い医療を提供するため、なごみ会の各団体と協力し実施していきたいとの依頼があった。

(5) 第73回九州山口薬学大会の開催案内について

沖縄県薬剤師会より、毎年九州山口各県が持ち回りで実施している九州山口薬学大会が、来る平成23年11月12日（土）・13日（日）、沖縄コンベンションセンターにおいて開催することが決定しており、後日正式な案内文書を送付する予定である旨の案内があった。

(6) ①ウォーキング大会の開催について

沖縄県看護協会より昨年開催した県民健康フェアは盛況であったが、毎年開催するには、かなりの労力を要することから、ウォーキング大会を実施してはいかかかと提案があり、案として、①毎年当協会が実施しているウォーキング大会になごみ会が共催として参加する。②なごみ会主催としてウォーキング大会を実施する案がそれぞれ示された。

協議の結果、県民健康フェアは来年度に実施する方向で実行委員会を開催することが決定したため、ウォーキング大会については、看護協会主催で開催し、各団体は共催として協力することに決定した。

②看護職のワーク・ライフ・バランス推進ワークショップの開催案内について

沖縄県看護協会より看護職のWLB実現に取り組む医療施設の増加を目標としたワークショップを来る9月8日（木）、9日（金）に開催するにあたり、各団体へ参加呼びかけがあった。

(7) 栄養ケア・ステーションへの協力依頼について

沖縄県栄養士会より栄養ケア・ステーションの紹介があり、疾病の重症化予防のための食事指導拠点整備事業を進めるにあたり、在宅指導が可能な栄養士を育成していく研修を行う際、

各団体に講師を依頼するのでご協力いただいた旨の依頼があった。

(8) ①健康フェスタへの協力（共催）依頼について

沖縄県臨床検査技師会より来る平成23年12月11日（日）に環境の杜ふれあいにおいて開催する第5回環境の杜健康検査フェスタ並びに平成24年3月4日（日）に開催する第5回浦添市まじゅんらんど健康検査フェスタへの協力依頼があった。

②（社）沖縄県臨床検査技師会 創立60周年・法人化25周年記念式典の開催案内について

沖縄県臨床検査技師会より平成24年1月28日にロワジュールホテル那覇において当会の創立60周年・法人化25周年記念式典を開催するにあたり、本記念式典へのご案内を文書にて送付するので是非参加いただきたいとの案内があった。

(9) 県民健康フェアについて

沖縄県放射線技師会より当フェアを毎年実施することに意義があるので、是非実施してほしいとの要望があり、各団体の意見を伺った結果、早めに実行委員を立ち上げ、次年度の開催を目指して取り組むことに決定した。

(10) 美ら島沖縄総体2010サポートプロジェクト事業報告について

沖縄県理学療法士会より、美ら島沖縄総体が開催されるにあたり、6競技7チームに対してサポートを行ったとの報告があった。また、公益事業として、中学生高校生を対象に、スポーツ障害の予防を目的とした、講習会を開催したとの報告があった。

(11) 一般法人への移行について

沖縄県精神保健福祉士協会より、様々な事業を行っていきにあたり、任意団体では限界があることから、平成23年8月1日付で一般法人へ移行した旨のご報告があった。

(12) 県民健康公開講座開催のご協力依頼について

日本健康運動指導士会沖縄県支部より、来る平成24年1月～2月頃にうるま市内の公共施設において、県民健康公開講座を開催する旨のご案内があった。

すべての議題が終了後、沖縄県言語聴覚士会 興儀会長より当会でも任意団体を解散し一般社団法人へ移行した旨追加発言があった。

また、沖縄県歯科衛生士会 高橋会長より平成21年度から実施している県民の歯周病予防啓発の一環として、出前お口の健康セミナーを開催している旨のご案内があった。

懇談会



幹事会終了後、会場を移し白鳳の間において懇談会が開かれ、沖縄県医療保健連合（なごみ会）の宮城信雄会長から「県民の健康寿命の延伸は誰もが等しく願うものである。し

かしながら、本県の現状は、肥満をはじめ生活習慣に起因する疾病の増加、早世等が顕著となっており、県民の健康づくりが喫緊の課題となっている。そのような実態を受け、昨年平成22年12月26日に開催したなごみ会主催による県民健康フェアでは、県民一人一人が各自の健康を考え、健康に対する意識改革の動機づけとなるよう、沖縄県医療保健連合傘下の16団体が一堂に会し、健康相談、各種健診等を実施し、無事成功裏に終えることができた。

一方、3月11日に東日本大震災という未曾有の災害が発生し、多くの尊い命が犠牲になり、改めて命の大切さを痛感すると共に、全ての人に等しく安全で安心な医療を提供することが我々に与えられた崇高な使命であることを実感している。このような中であって、今こそ我々は、それぞれの果たすべき役割を再認識すると共に、明るい未来を築くためには自らに重責を課し行動しなくてはならない。なごみ会加

盟団体が一丸となって、医療・保健・福祉の向上に取り組めば、必ずやその目的は達成されるものと確信している。

最後になるが、全団体が一堂に会するのは年1回であり、お互いの絆を深める良き交流の場とするためにも、是非とも忌憚のないご意見、ご提言、ご要望を賜るようお願い申し上げます。」との挨拶があった。

引き続き、小生（真栄田）から幹事会報告を行った。



続いて、沖縄県福祉保健部宮里達也部長より「平成23年度第1回沖縄県医療保健連合なごみ会が開催されるにあたり、ごあいさつ申し上げます。本年度は3月に東日本大震災及び

原子力災害が発生し、日本に甚大な被害を及ぼした大変な年である。皆さんの中には直接現地の救護を行った方もおられ、心から感謝申し上げます。今もなお精神科病院協会では派遣を続けており支援を行っている。被害を受けられた方には心からお見舞いを申し上げます。沖縄県医療保健連合なごみ会の皆様には、日頃から県民の保持増進をはじめ、本県の保健・医療・福祉

施策の推進にご協力をいただき、深く感謝申し上げる次第である。昨年度のなごみ会の取り組みにおいては、12月に初の試みとして「県民健康フェア」を開催し、その中で、医療関係団体の健康相談や各種専門のブースが設置される等たいへん盛況であった。さて沖縄県においては、がん、糖尿病、脳卒中、及び急性心筋梗塞等の生活習慣病対策が課題であり、平成24年度に「沖縄県保健医療計画」の改定作業を行う予定である。今後とも患者の視点に立った医療確保や予防対策の推進並びに地域医療の質の向上に努め、充実した医療提供体制の整備に取り組んでいく所存である。なごみ会に加盟されておられる17団体においては、保健、医療の各分野で大きな役割を担って頂いているところである。本県の保健医療を充実させるためには、皆様のご協力が不可欠であり、今後とも、県民の保健、医療の向上のため、ご支援・ご協力を賜るようお願い申し上げます。結びに、なごみ会のさらなるご発展と本日ご参加の皆様のみますご健勝、ご活躍を祈念申し上げ挨拶とする」との来賓祝辞が述べられた。

その後、沖縄県看護協会 奥平登美子会長による乾杯の後、懇談に入り、終始和やかな内に会を終えた。



仲井真知事に医療に関わる 事業税非課税措置存続について要望

副会長 玉城 信光



9月15日、宮城会長と共に、県庁に仲井真知事を訪ね、地方税の一部となっている医療に関わる事業税非課税存続について要望した。

要望では、政府税制調査会及び民主党税制PTにおいて医療に関わる事業税非課税措置等すなわち社会保険診療報酬に関わる事業税非課税措置および医療法人の自由診療分に対する事業税軽減税率の見直しについて議論される見通しであることを説明。そのうえで、この問題は医療機関にとって経営の根幹にかかわる問題として、事業税非課税措置等の存続を要望した。

宮城会長は、非課税措置の存続を求める理由として、社会保険診療は、公共性、非営利性という特徴を有しており、これを営利事業として事業税を課すことはこれらの事業を否定することになるとして説明を行った。

また、公定価格となっている社会保険診療報酬は、医療の公共性を有している性格上極めて低廉な公定価格になっていると述べ、非課税措置等を見直すところは地域医療の後退に繋がり崩壊を招くことを強調した。

さらに、医師の社会的使命についても触れ、自治体が行う公共性の高い休日救急医療・学校保健・予防接種・住民健診・親子支援事業等の自治体活動を支えており、医師の診療活動は公共性・非営利性が高く自治体はじめ地域住民へのサービスにとって不可欠なものとなってい

ることをあげ、社会保険診療報酬に関わる事業税非課税措置の存続と医療法人の自由診療分に対する事業税軽減税率の存続を強く求めた。

これに対して、仲井真知事は「全国知事会での様子を見て対応したい。全国知事会の動きを見ながら、医師会の皆様とご相談したい。ただ、皆様のご要望にそえるようにしたい」と述べ、今後とも医師会との協力体制を進めていく意向を示した。

引き続き宮城会長は、学識経験者、観光関連事業者、関係行政機関等からなる万国医療津梁協議会から7月28日に仲井真知事に提言のあった医療観光特区（沖縄国際医療交流特区）についてふれ、医師会としては国民皆保険制度の崩壊につながりかねない側面があるとして、慎重な対応を求めた。また、小生からも、同提言の中で「宿泊施設における医療行為に係る規制緩和と弾力的運用」については、十分な議論がなされたのかなど導入に否定的な考え方を示した。

申し入れを受けた仲井真知事は「医師会の意見をよく聞いて、福祉保健部と文化観光スポーツ部とも調整をして対応をしていく。今回の沖縄法には、県からは特区構想は出していない。特区については、中身をよく検討して対応をしたい。皆様の意向をよく踏まえて対応をしていきたい」と述べ本会の意向に理解を示した。